

住所 横浜市戸塚区平戸町401番地114
ナンシー・カールセン 昭和40年5月15日生

住所 横浜市中区若葉町3丁目47番地3
李宇寧 昭和47年10月15日生

住所 横浜市青葉区しらとり台41番地21
李隆浩 昭和44年11月25日生

住所 川崎市川崎区小川町18番地5
鐘楚舒 昭和47年8月28日生

住所 静岡市駿河区馬淵3丁目7番14号
李賢珠 昭和48年6月24日生

住所 東京都新宿区中落合4丁目8番8号
関紅娟 昭和35年5月21日生

住所 東京都大田区大森南1丁目13番12号
慎幸一 昭和17年5月7日生

張富子 昭和19年5月14日生

住所 東京都葛飾区東新小岩7丁目12番11-502号
フランシスカ・クアドラ・ヒラノ 昭和38年4月2日生

住所 浜松市東区上西町900番地52
マヌエル・ミキオ・オオシロ・マルケス 昭和55年12月20日生

住所 浜松市東区上西町900番地52
リカルド・テツオ・オオシロ・マルケス 昭和57年5月15日生

住所 静岡県焼津市田尻北106番地6
朱沙織 昭和44年11月7日生

住所 神戸市東灘区御影中町1丁目3番23号
俞正建 昭和48年5月17日生

○特許官長官署名

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成11年法律第三十号）第三十六条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第一号の規定に基づき公表する。

平成二十一年一月七日

特許官長官 鈴木 隆史

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業を行う事業所所在地
第十二号	平成二十年十二月二十四日	テクノサーチ株式会社 愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号 代表取締役社長 磯部 克	十 （自動制御）調査	テクノサーチ株式会社 愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号

住所 兵庫県加古川市平岡町八反田117番地4
安貞淑 昭和41年9月3日生
安大 平成19年11月21日生

住所 神戸市西区岩岡町古郷1926番地
安秉道 昭和44年8月8日生

住所 兵庫県尼崎市長洲本通2丁目9番68号
崔美香 昭和63年7月2日生

住所 和歌山県紀の川市王子12番地11
金勳 昭和40年3月19日生

住所 大阪府摂津市鳥飼本町3丁目1番18号
金英美 昭和26年12月4日生
李旭傑 昭和53年11月24日生

住所 長野県北安曇郡白馬村大字北城3020番地785
李光傑 昭和51年1月21日生

住所 大阪市東成区大今里西2丁目11番7号
朴成昊 昭和31年4月1日生

住所 東京都江東区豊洲4丁目10番4-716号
吳曉凡 昭和46年6月14日生

住所 岐阜県不破郡垂井町府中1487番地
王虹 昭和43年8月16日生
高瑞 平成5年5月14日生

住所 愛知県岡崎市板屋町55番地
ヒロユキ・アオキ 昭和9年9月18日生

住所 千葉県船橋市田喜野井5丁目13番2-406号
楊冰 昭和45年1月6日生

住所 千葉県船橋市行田1丁目44番11-306号
李晨南 昭和62年5月26日生

住所 千葉県船橋市若松2丁目6番1-327号
秦强 昭和52年8月26日生

○国土交通省告示第八号
次の信号符号を採納したので、船舶法施行細則（明治三十一年逓信省令第百十四号）第十九条の規定により公表する。
平成二十一年一月七日

信号符号	船番	船名	取消年月日
J D 2674	140772	鶴令丸	平成 20.11.17
J D 2791	140837	はど	20.11.21
J D 2792	140838	でじま	20.11.27
J D 2805	140855	菱春丸	20.11.25
J D 2806	140856	クイーンコーラルプラス	20.11.20
J D 2810	140860	第八十一天王丸	20.11.28
J D 2817	140732	J P T S U B A K I	20.11.7
J D 2820	140872	栄水	20.11.25
J D 2824	140877	第七幸洋丸	20.11.14
J D 2828	140883	すみほう丸	20.11.11
J D 2830	140885	まや	20.11.4
J D 2835	140887	北野丸	20.11.11
J D 2840	140894	第一晴進丸	20.11.4
J D 2842	140899	信濃丸	20.11.6
J D 2843	140900	丸吉丸	20.11.12
J D 2847	140905	第一だいえい丸	20.11.18

○国土交通省告示第九号
次の信号符号を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十一年逓信省令第百十四号）第十九条の規定により公表する。
平成二十一年一月七日

信号符号	船番	船名	取消年月日
7 J A K	124506	第六十二開運丸	平成 20.11.27
7 L E Z	125632	第三十五恵比須丸	20.11.27
J A R X	124500	第八十五朝洋丸	20.11.28
J B J D	125037	第二平久丸	20.11.27
J B N C	129731	第五住吉丸	20.11.20
J I N S	130053	三十八号豊興丸	20.11.26
J L E G	130546	第三千代丸	20.11.25
J D 2679	132889	第八欣榮丸	20.11.27
J E 2319	121262	第八海心丸	20.11.11
J G 3937	123529	栄	20.11.6
J G 4479	126880	第三十五不動丸	20.11.5

J G 4615	128864	宗像丸	20.11.6
J G 5613	136969	とうあ	20.11.6
J I 3287	128682	マリン1号	20.11.12
J I 3302	128703	さいかい丸	20.11.25
J J 3150	118902	第六富栄丸	20.11.10
J K 4987	131762	ふじ丸	20.11.17
J K 5586	136171	第十八山陽丸	20.11.28
J L 5904	130658	いまばる	20.11.25
J L 6372	135178	たかちほ丸	20.11.1
J M 5547	129449	春日丸	20.11.13
J M 5613	129395	大共丸	20.11.27
J M 5646	129476	フェリーやまと	20.11.17

○国土交通省告示第十号
次の船舶国籍証書を無効にしたので、船舶法施行細則（明治三十一年逓信省令第百十四号）第四十一条第一号の規定により公表する。
平成二十一年一月七日

証書番号	証書の日付	船番	船名
A 0318128	平成 15. 8. 4	135178	たかちほ丸

○国土交通省告示第十一号
次の船舶国籍証書を無効にしたので、船舶法施行細則（明治三十一年逓信省令第百十四号）第四十一条第一号の規定により公表する。
平成二十一年一月七日

証書番号	証書の日付	船番	船名
A 08131315	平成 20.10.20	130263	第一三栄丸
6004	6. 7. 21	134744	第三進洋丸
A 04171018	16. 7. 26	133056	第三十一大昭丸
A 0617101	18. 1. 6	128485	才太丸

○国土交通省告示第十二号
土地区画整理法（昭和十九年法律第四十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同法第四項の規定により、取手都市計画事業上層区画整理土地区画整理事業の施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第一回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第百十七号）第三十三条の規定により次のとおり公表する。
平成二十一年一月七日

国土交通大臣 鈴木 隆史